平成２５年（フ）第７７号
秋田県雄勝郡羽後町柏原18番地５
破産者　菅原　憲治
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１２号
秋田県湯沢市杉沢字森道下87番地18
破産者　赤川　　武
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４号
山形市旅篭町１丁目８番14号
破産者　荒井　昭好
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
山形市旅篭町１丁目８番14号
破産者　荒井　玲子（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1023番地の１　パピュラハウスＢ―102
破産者　ワークスビットこと　吉永　清一
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３６０号
神奈川県高座郡寒川町倉見513番地３　沢喜ハイツ105号
破産者　情野　陽子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２４号
横浜市港北区綱島上町48番地１　プラウド綱島上町419号
破産者　佐藤　　亨
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２３号
横浜市南区若宮町３丁目41番地11　ＮＩＣＥアーバン弘明寺202号
破産者　野田みゆき
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２号
兵庫県小野市黒川町1738番地　レオネクストＭ＆Ｍ107号室、開始決定時の住所兵庫県加東市鳥居321番地３
破産者　若大将こと　出井愼一郎
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１２号
兵庫県加東市社1213番地１　レオパレスヴェルデ103号
破産者　秋田　正義
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２７号
高知市筆山町２番19号　メゾンド白亜202号室
破産者　武本　雪子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４６号
茨城県土浦市中高津２丁目10番53号　グリーンハイツ村山Ｂ号棟102
破産者　平田　貞子
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４１５号
名古屋市中川区万場１丁目508番地　エクシーズ103号
破産者　和田　　聡
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３３号
名古屋市中区松原２丁目２番29号　ユーハウス第５松原1204号
破産者　宮﨑ひとみ
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８号
岡山県倉敷市大島286番地１　オアシス倉敷Ａ202号室
破産者　春名　　忠
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
札幌市東区北38条東９丁目１番14号　マンション水明８号
破産者　藤田　敬子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６２号
北海道恵庭市住吉町３丁目１番２―103号
破産者　工藤　憲一
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
北海道沙流郡日高町富川東５丁目14番10号
破産者　東濱　光信
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
仙台市若林区今泉１丁目２番27号
破産者　石田　和男
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係